事例の解説

- 1 二郎に対する損害賠償請求
 - (1) 損害賠償請求権の法的根拠
 - ・権利の発生,消滅等には法的根拠が必要
 - ・私人間における権利の発生、消滅等の根拠を定めた最も基本的な法律は民法
 - ・民法に、二郎に対する損害賠償請求権の発生根拠となる規定はあるか
 - →民法709条:不法行為に基づく損害賠償請求

(2) 不法行為の要件

✔ 不法行為とは

【民法709条】(不法行為による損害賠償)「 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

- ✔ 二郎の行為は不法行為の要件を充足するか
 - ※ 要件事実
 - →権利の発生、消滅等の根拠となる法律要件に該当する具体的な事実
 - ※民法709条に規定された不法行為の要件事実
 - ① 他人の権利または法律上保護された利益に対する侵害行為
 - ② ①についての故意・過失
 - ③ 損害の発生及び額
 - ④ ①と③との相当因果関係

- ✔ 損害の費目としてはどのようなものがあるか
 - · 積極損害 治療費, 交通費等
 - ・消極損害(逸失利益) 通院によりアルバイトを休んだ,後遺症により労働能力を喪失した等
 - ・慰謝料 通院による慰謝料、後遺症による慰謝料等
- ✔ 後遺症による逸失利益、慰謝料はどのようにして算定するか

※逸失利益:不法行為がなければ本来得られるべき利益

※慰謝料:不法行為による精神的苦痛に対する賠償

※逸失利益や慰謝料の算定

- →様々な事情を考慮する必要があり, 算定が困難。
- →ある程度統一的な基準を設定しておかないと各裁判所で判断が区々となっては不 公正。逸失利益や慰謝料の算定は実務上かなり定型化されている。
- →後遺障害等級認定制度(「交通事故損害賠償額算定のしおり」(資料 2, 大阪弁護 士会交通事故委員会)を参照)
- ★ 損害額の計算に役立つツール
 - →「実務の友」(<u>http://www5d.biglobe.ne.jp/Jusl/</u>) 等
- (3) 責任能力 (不法行為責任の発生を障害する抗弁)
 - ✔ 二郎が13歳の中学生であることは二郎の責任に影響するか
 - →民法712条:責任能力

「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能」とは、「加害行為の法律上の責任を弁識するに足りるべき知能をいう」(大判大6.4.30民録23.715)とされており、裁判例上、一般に、11歳から13歳程度が基準とされている。

2 二郎の保護者に対する損害賠償請求

- ✔ 仮に、二郎の責任能力が否定された場合、誰にも損害賠償請求できないか
 - →民法714条1項:監督義務者の責任(不法行為の特別類型)
- ✔ 親権者が責任を免れるのは極めて稀

【裁判例】

・函館地判S46.11.12判タ272.254

「代理監督義務者の監督義務の範囲内にある生活関係において児童が他人の権利を侵害した場合に児童の親権者の責任はどのように考えるべきであろうか。親権者は児童の生活の全面にわたって監督義務を負うものであるから、学校長等の代理監督義務者に損害賠償責任があるからといつて、そのことによって当然に親権者の責任が免除されるということはできない。当該行為の行なわれた時間場所、態様、児童の年令等諸般の事情を考慮したうえ、その行為がもっぱら代理監督義務者の監督下で行なわれ、かつそれが学校生活において通常発生することが予想されるような性質のものである場合にかぎり、親権者は当該行為の責任を免れることができるものと解するのが相当である。」

・宇都宮地判H5.3.4判タ824.140

「自分の行為についてその責任を弁職する能力のない児童が不法行為を行った場合には、 その全生活関係について監督義務を負うべき親権者が、原則として、右不法行為による損害を弁償すべき責任を負う。児童が右不法行為を行ったときに小学校教育のために学校長等の指導監督の下に置かれ、学校長等が代理監督義務者としての責任を負うとしても、そのことによって親権者の右責任が当然に免除されることにはならない。

しかし、<u>右不法行為の行われた時間・場所、その態様、児童の年齢等から判断して、当</u> <u>該行為が学校生活において通常発生することが予想できる態様のものであり、もっぱら代</u> 理監督義務者の監督下で行われたと認められる場合には、親権者は、その監督義務を怠ら なかったとして、責任を免れると解される。」

→本件の場合はどうか

- 3 二郎を煽った三郎に対する損害賠償請求
- ✔ 三郎は直接一郎に手を出した訳ではなく、煽っただけ
 - →教唆・幇助者の責任(民法719条2項)
- ✔ 煽っただけの三郎が負う責任の程度は、二郎と同じか
 - →寄与度減責の可能性
 - ※寄与度とは?
- 4 三郎の保護者に対する損害賠償請求
- ✔ 三郎は高校3年生であり、責任能力には問題ないが、その場合で
 - も,保護者に対して損害賠償請求は可能か
- ✔ 714条1項に基づく責任と709条に基づく責任の異同
- 5 事故当時、川田教諭が不在であったことについて学校その他に責任を追及する可能性
- (1) 不法行為責任
 - ① 代理監督者責任
 - ✔ 「代理監督者」は誰か
 - ✔ 事故当時,川田教諭が職員会議に参加していたことをどう評価するか
 - ② 使用者責任
 - ✔ 不法行為者は誰か
- (2) 債務不履行責任
 - ✔ 安全配慮義務違反
 - ✔ 不法行為構成と比較して時効期間が長い

(3) 国家賠償責任

- ✔ 公立中学校の場合
- ✔ 不法行為責任の特別法

6 各加害者の責任の関係

- ✔ 共同不法行為(民法719条)
- ✔ 共同不法行為の要件・効果

7 その他

- ✔ 学校事故の保険について
 - ・日本スポーツ振興センター災害共済等

以 上